

「アクトタイム豊水園」生活支援通所サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みどりの里が開設する「アクトタイム豊水園」生活支援通所サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う生活支援通所サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、リーダー、従事者(以下「従事者等」という。)が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要支援状態である高齢者に対し、適正な生活支援通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定生活支援通所サービスの提供にあたっては、事業所の従事者等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び軽運動等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、豊田市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 アクトタイム豊水園
- ② 所在地 豊田市今町5丁目40番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② リーダー 1名(非常勤専従1名)
- ③ 従事者 2名(非常勤専従2名)
従事者は、指定生活支援通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日まで及び事業所指定の夏期休暇を除く。
- ③ 営業時間 午前9時から午後2時までとする。
- ④ サービス提供時間 午前9時45分～午前11時45分までとする。

(指定生活支援通所サービスの利用定員)

第6条 指定生活支援通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

- 1 単位 12名

(指定生活支援通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定生活支援通所サービスの内容は次のとおりとし、指定生活支援通所サービスを提供した場合の利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該指定生活支援通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の額とする。

- ① 軽運動
- ② レクリエーション
- ③ 趣味活動

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定生活支援通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事

業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 500 円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った生活支援通所サービスの費用は、30分あたり1,000 円を徴収する。

4 パッド代は、100 円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者等は、生活支援通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊田市豊南地域、末野原地区の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従事者等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従事者等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従事者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第13条 責任者をリーダーとし、虐待防止の為の指針に基づき、虐待防止委員会を設置し、定期的又は虐待発生の都度開催した内容を職員に周知する。年2回の研修を実施し、虐待防止啓発に努める。また、サービス提供中に職員又は養護者(利用者の家族等擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活支援通所サービス事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 職員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月1日から施行する。

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

この規定は、令和1年6月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。